

3 社寺仏閣等の建築

申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 1 市街化調整区域の地域社会における住民の日常の宗教的生活に必要な施設の建築を目的としたものであること。
- 2 当該予定建築物は、次のいずれかに該当するもの（宿泊施設、休憩施設は含まない。）であること。

(1) 既存集落等における社寺仏閣等

① 新築の場合

既存集落等における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地藏堂等の建築物であること。

② 増改築等の場合

規模については、用途等を勘案し、合理的な理由がありやむを得ないと認められない限り従前のものと同様の規模であること。

(2) 上記(1)以外の社寺仏閣等

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条第1号に定める本殿、拝殿、本堂、会堂、社務所、庫裏等の施設であり、次のいずれかに該当するものであること。

① 新築の場合

次のすべてに該当するものであること。

ア 申請者について

申請者は宗教法人法第4条に定める宗教法人であって、現に宗教法人として活動しており、予定建築物の運営、維持管理を自ら永続的に行うものであること。

イ 信者について

次のすべての要件に該当すること。

A 申請地を中心としたおおむね半径1キロメートル範囲内の市街化調整区域内におおむね100人以上の信者が居住していること。

B 上記Aに定める範囲内の市街化調整区域内に他市の市街化調整区域が含まれる場合は、本市の市街化調整区域内におおむね3分の2以上の信者が居住していること。

ウ 当該予定建築物の用途、規模、構造、設計が上記イに定める要件を満たした信者の数及び当該信者を対象とした宗教活動の内容に照らして適正であり、かつ、当該用途・規模は必要最小限であること。

② 増改築等の場合

申請者が上記①のアに定める者であって、当該予定建築物の用途、規模、構造、設計が上記①のイのAに定める区域の信者数及び当該信者を対象とした宗教活動の内容に照らして適正であり、かつ、当該用途・規模は必要最小限であること。

留意事項

- 一 既存の建築物の増改築等において、既存の建築物の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.1倍以下であるものについては、許可を要しない。
- 二 1の「市街化調整区域の地域社会」とは、市街化調整区域のそれぞれの地域に居住する者の日常

生活の場所に形成された社会、又は主として日常の宗教的生活上の結びつきで構成されているコミュニティをいう。

三 2の(1)の「既存集落等」とは、地形、地勢、地物等の自然的条件及び地域住民の社会的生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性その他からみた社会的条件に照らし、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であって、相当数の建築物が連たんしているもの、及びこれに準ずるものをいう。

四 2の(2)の①のアの「現に宗教法人として活動」とは、申請者たる当該宗教法人の主たる目的である活動が、当該市街化調整区域及びその周辺地域において申請時点から遡って継続的に5年以上行われていることをいう。

五 2の(2)の①のイの「おおむね」とは10パーセントを限度とする。

六 「おおむね」の適用については、当該申請地又は隣接地に当該申請者である宗教法人が経営する墓地・納骨堂があることにより、当該申請地に当該予定建築物を建築して当該墓地等の運営と併せて当該宗教法人の主たる目的である活動を行うことが利便である場合、又は信者の利用にあたっての交通の利便がある場合その他立地にあたっての合理的な事情がある場合に限り認めるものとする。

(平成23年3月11日・改正)

(令和2年4月1日・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この基準3は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準3の施行前に当該基準に係る許可の申請がなされた場合に限り、新基準の規定を適用せず、旧基準の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この基準3は、令和2年4月1日から施行する。